

公益財団法人日野市環境緑化協会会計処理規程

〔平成24年4月1日〕
規程第6号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日野市環境緑化協会（以下「協会」という。）の経理の基準を定め、財務の公正を期するとともに財政状態及び経営成績を適正に把握することを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 協会の会計に関しては、法令、定款及び公益法人会計基準に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(記録及び計算)

第3条 協会の会計は、その収入支出、財政状態及び経営成績を明らかにするため、会計処理を行うにあたり、正規の簿記の原則に従って、整然、かつ、明瞭に記録し、計算しなければならない。

(経理事務の範囲)

第4条 この規程において経理事務とは、次の事項をいう。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関する事項
- (3) 金銭の収支並びに資金の調達及び運用に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 債権、債務の管理に関する事項
- (6) 固定資産等の経理に関する事項
- (7) 内部経理監査に関する事項
- (8) 経理の統計調査に関する事項

(年度所属区分)

第5条 協会の資産及び負債の増減及び異動並びに収入及び支出の区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。ただし、これにより難しい場合は、その原因である事実を確認した日の属する会計年度による。

(事業報告)

第6条 協会は、毎会計年度終了後2カ月以内に次の書類を作成しなければならない。

- (1) 予算及び決算
- (2) 決算報告書
- (3) 収支計算書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) 財産目録

(出納員)

第7条 協会に出納員をおく。

2 出納員は、理事長が任命する。

3 出納員は、自ら取引の遂行、資産の保管及び帳簿その他の証票書類の保存等会計処理に関する事務をつかさどり、又、会計処理を委託することができるものとする。理事長の任命する現金取扱員にこれらの事務を行わせるものとする。

(経理の区分)

第8条 協会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分して整理することができる。

第2章 予 算

(予算の基準)

第9条 協会の予算は、事業計画の大綱の確立と、事業の円滑な運営を図る目的をもって収支の合理的規制を行うものとする。

2 協会の収入、支出はすべて、これを予算に計上しなければならない。

3 予算は会計単位ごとに編成し、予算科目は勘定科目に従って区分するものとする。

(予算の流用)

第10条 予算の執行にあたり、やむを得ない理由があるときは、相互に予算を流用することができる。

(予備費の充用)

第11条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

(予算の繰越)

第12条 前年度の支出予算は翌年度において使用することができない。ただし、年度内に支払の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものにかかる支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(補正予算)

第13条 予算の作成後生じた理由により、予算に変更を加える必要がある場合には補正予算を作成することができる。

第3章 勘定科目及び帳票

(勘定科目)

第14条 勘定科目は別表のとおりとする。

(帳 票)

第15条 各会計単位においては、会計帳票を備え全ての取引を記入しなければならない。

第4章 出 納

(会計処理)

第16条 会計の取扱いは、伝票会計方式とする。全ての取引の記帳整理は、伝票によって行うものとする。

2 発行する伝票には証票を添付し、出納員の認印を受けなければならない。

(収入の扱い)

第17条 金銭の出納に際しては、請求書などの証票と照合した後、出納員の認印を受けた領収書を発行するものとする。(但し、口座振込の場合は、振込依頼書をもって領収書に替えることができる。)

2 日々の金銭収入は、直ちに支出に充てることなく、当日、やむを得ないときは翌日、必ず一旦取引金融機関に預け入れなければならない。

(支出の扱い)

第18条 金銭の支払いをしようとするときは、出納員の承認のある伝票に基づいて領収書

とひきかえに行わなければならない。

2 前項の支払いは、次の各号に掲げる場合を除き口座振込により行わなければならない。

(1) 1件1万円を超えない常用雑費の現金払

(2) 慣習上現金をもって支払うこととされている支払

(現金支出)

第19条 前条第2項第1号及び第2号の規定による現金支出に充てるため現金取扱員に対して現金を前渡し、当該職員の手許に保管させることができる。

(概算払)

第20条 性質上概算をもって支払いの必要がある経費については、概算払いを行うことができる。

2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 旅費

(2) 分担金

(3) その他出納員が特に必要と認めた経費

(支払期日)

第21条 金銭の支払いは、小口扱い及び随時支払うことが必要なものを除き、発生した債務について月末日以降に行うものとする。

(金銭預金の確認)

第22条 入出金のあった日の金銭残高を金銭残高金種別表に記入し、当日の金銭残高と照合しなければならない。

2 毎月末日、勘定票の口座の金額について関係帳票と照合し、記入の正確を確認しなければならない。

3 預金について、毎月末日、取引金融機関の残高と照合しなければならない。

(金銭過不足)

第23条 現金に過不足が生じたとき、現金取扱員は、速やかに原因を調査したうえ遅滞なく出納員に報告し、必要な指示を受けるものとする。

第24条 第18条の規定により保管できる小口現金の額は、5万円を限度とする。

(月次報告)

第25条 現金取扱員は、毎月末日において、月次報告を作成し、出納員の証明を受けた後、翌月10日までに常務理事に提出しなければならない。

第5章 契 約

(契約機関)

第26条 契約は、理事長又はその委任を受けた者でなければこれをすることができない。

(一般競争契約)

第27条 常務理事は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申込みさせることにより一般競争に付さなければならない。

(一般競争入札に付さなくてもよい場合)

第28条 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の一般競争に付す

る必要がない場合及び同条の一般競争に付することが適当でないと認められる場合においては、指名競争に付することができる。

- 2 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。

(契約書の作成)

第29条 常務理事は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時間及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

- 2 前項の規定により契約書を作成する場合には、理事長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第30条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 指名競争又は随意契約で契約金額が30万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 第1号及び前号に規定する場合のほか、随意契約による場合において常務理事が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

第6章 債権債務の管理

(債権の免除等)

第31条 協会の債権は、その全部若しくは一部を免除し、又は、その効力を変更することはできない。ただし、理事長が協会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第7章 決算

(決算の基準)

第32条 協会の決算は、予算との有機的関連を維持し、継続記録に基づくものでなければならない。

(決算報告)

第33条 出納員は、毎会計年度末日において決算整理をし、勘定票及び帳票を締切、決算報告書、決算試算表及び決算付属明細表を作成し、理事長に提出しなければならない。

(決算準備手続)

第34条 決算のため、次の準備を行うものとする。

- (1) 決算整理前の試算表を作成すること。
- (2) 各勘定票の勘定残高と帳票の残高合計を照合すること。
- (3) 預金、借入金について、金融機関等の発行する残高証明書を受領し、勘定票残高と照合すること。
- (4) 次に掲げる決算整理事項を調査すること。
 - ア 未払金、未払費用、前受収益及び前渡金、前払費用等で未計上のもの
 - イ 仮払金、仮受金に計上しているもので、勘定科目又は金額が確定したもの
 - ウ 固定資産で売却廃棄等の手続未済のもの

(退職給与引当金)

第35条 職員の退職手当を支払うため、毎月度末日に所要額を退職給与引当金に計上することができる。

(決算事務)

第36条 前2条の決算準備手続終了後、決算手続として、次の事務を行うものとする。

- (1) 決算整理事項に基づいて、決算整理伝票を発行し、各々の勘定票に記入する。
- (2) 決算試算表を作成し、これに基づいて貸借対照表及び収支計算書を作成する。
- (3) 関係帳票に基づいて、決算付属明細表を作成する。
- (4) 関係帳票の記録に基づき、財産目録を作成する。

第8章 資産の管理

(処分の制度等)

第37条 基本財産以外の重要な固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分については事前に理事長の承認を得なければならない。

- 2 固定資産は、適正な対価なくしてこれを貸し付け、譲り渡し、交換し、又他に使用させてはならない。ただし、理事長が特に必要があると認める場合はこの限りではない。

(資産の評価)

第38条 固定資産等の記帳価格は、原則として、取得価格によるものとする。

- 2 固定資産等の取得価格は次による。
 - (1) 製作又は建設したものは、直接原価及び付帯経費
 - (2) 購入したものは、購入価格及び付帯経費
 - (3) 無償で取得したものは、所得時の時価
 - (4) 交換によるものは、交換提供物の帳簿価格

(物品の分類、保管)

第39条 物品は、固定資産に属する物品（以下「固定資産物品」という。）さらに備品と消耗品とに分類するものとする。

- 2 前項の物品の分類の基準は、理事長が定める。
- 3 物品は、常に良好な状態で供用又は払出しができるよう保管しなければならない。

4 物品管理を行うにあたり帳簿を備え、物品の出納に関する事実を記載しなければならない。

(修 理)

第40条 物品を修理しようとするときは、常務理事に対し、修理のための必要な措置を請求しなければならない。

2 修理のため物品を一時業者に引き渡すときは、預り証を徴さなければならない。

(売却及び廃棄)

第41条 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品は売却、又は廃棄することができる。

(受 贈)

第42条 金銭及び物品を受贈するときは、関係書類を整え、理事長の承認を受けなければならない。

(現在高報告)

第43条 毎年度末現在における物品の保管現在高及び供用中の物品について、供用状況を調査、確認し物品現在高報告書を作成し、これを理事長に提出しなければならない。

(細 則)

第44条 この規程を実施するため必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

収支予算書及び計算書

(収入の部)

科 目		取 扱 要 領	
大 科 目	中 科 目		
基本財産運用益	基本財産受取利息 基本財産配当金収益	基本財産の運用による収入	
事業収益	緑化事業収益 普及啓発受託事業収益 事業活動費受託事業収益 調査研究受託事業収益 受託事業収益		
受取補助金等	受取日野市助成金 受取民間助成金 緑の募金還元金収益		
受取寄付金	受取寄付金 基本財産寄付金 環境緑化基金寄付金		
雑収益	受取利息 雑収益		運用財産の運用による利息収入 還付税額
基本財産収入	基本財産収益		基本財産として指定された現金 預金収入
固定資産売却収入	建物売却収益 車両運搬具売却収益 什器備品売却収益 投資有価証券売却収益		
借入金収入	短期借入金収益 長期借入金収益		
特定預金取崩収入	退職給与引当金預金取崩収益 減価償却引当金取崩収益 特定積立預金取崩収益		
繰入金収入	繰入金収益		他会計よりの受入金
当期収入合計			
前期繰越収支差額			
収入合計			

(支出の部)

科		目		取扱要領
大科目	中科目	小科目		
事業費	普及啓発費 事業活動費 調査研究費 受託事業費	給料 臨時雇 退職厚 福利交 旅費通 通信 消耗什 消耗 修繕 印刷製 燃熱水 光熱水 賃借 保諸 租税 支払 助成 寄付 使委 雑減	手当賃 生搬 運備 品 繕製 本 料 借 險 謝 公 担 支 支 用 託 償 却	原則として、協会の事業の目的のために直接要した支出で管理費以外のもの。必要に応じて費目ごとに区分して記載する。
管理費	一般管理費	役員料 臨時雇 退職厚 福利交 旅費通 通信 消耗什 消耗 修繕 印刷製 燃熱水 光熱水 賃借 保諸 租税 支払 助成 寄付 使委 雑減	報酬賃 生搬 運備 品 繕製 本 料 借 險 謝 公 担 支 支 用 託 償 却	原則として、協会の各種業務を管理するため、毎年度経常に要する支出 仮扱の場合は消費税

科		目		取扱要領
大科目	中科目	小科目		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	土地購入支出 建物建設（購入）支出 構築物建設支出 車両運搬具購入支出 什器備品購入支出 建物仮勘定支出 借地権購入支出 電話加入権購入支出 投資有価証券購入支出		固定資産の取得に要した支出（基本財産としての固定資産の取得に要した支出額を含む。）
敷金・保証金支出	敷金・保証金支出	敷金支出 保証金支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出		
特定預金支出	特定預金支出	退職給与引当預金支出 減価償却引当預金支出 〇〇〇〇積立預金支出		
繰入金支出	繰入金支出	繰入金支出		他会計への支出額
予備費	予備費	予備費		収支予算書上の科目
当期支出合計				
当期収支差額	当期収支差額			
次期繰越収支差額	次期繰越収支差額			資金の範囲は原則として現金預金及び短期金銭債権債務とする。

正味財産増減計算書

(増加の部)

科 目		取 扱 要 領	
大 科 目	中 科 目		
資 産 増 加 額	当 期 収 支 差 額	収支計算書における当期収支差額 (収入超過の場合)	
	土 地 受 贈 額	受贈による固定資産の増加額	
	投 資 有 価 証 券 受 贈 額		
	土 地 購 入 額	購入等による固定資産の増加額	
	建 物 建 設 (購 入) 額		
	構 築 物 建 設 額		
	車 両 運 搬 具 購 入 額		
	什 器 備 品 購 入 額		
	建 設 仮 勘 定 増 加 額		
	借 地 権 購 入 額		
	電 話 加 入 権 購 入 額		
	敷 金 増 加 額		
	保 証 金 増 加 額		
	投 資 有 価 証 券 購 入 額		
	退 職 給 与 引 当 預 金 増 加 額		
	減 価 償 却 引 当 預 金 増 加 額		
	〇〇〇〇積立金預金増加額		
	基本財産定期預金増加額		
	負 債 減 少 額	短 期 借 入 金 返 済 額	
		長 期 借 入 金 返 済 額	
退 職 給 与 引 当 金 取 崩 額		退職金の支払いに伴う退職給与 引当金の取崩額	
受 入 保 証 金 減 少 額			

貸借対照表及び財産目録

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流 動 資 産	現 金 預 金	現金、当座預金、普通預金、定期預金 郵便貯金等
	受 取 手 形	
	未 収 金	
固 定 資 産	前 払 金	市場性のある一時所有の株式債券等 (立替消費税)
	有 価 証 券	
	仮 払 消 費 税	
基 本 財 産	基 本 財 産 繰 入 預 金	定款において基本財産と定められた 資産
	建 減 価 償 却 引 当 預 金	基本財産たる固定資産の減価償却相当 額を特定預金とした場合の預金
	投 資 有 価 証 券	長期所有を目的とする債券(国・公・ 社債)、貸付信託受益証券等
そ の 他 の 固 定 資 産	土 地	固定資産の減価償却を行っている場合 には減価償却累計額を示すこと。
	建 物	
	構 築 物	
	車 両 運 搬 具	
	什 器 備 品	
	建 設 仮 勘 定	
	借 地 権	
	電 話 加 入 権	
	敷 金	
	保 証 金	
投 資 有 価 証 券	退職給与を支払うための特定預金 固定資産の減価償却相当額を特定預 金とした場合の預金	
退 職 給 与 引 当 預 金		
減 価 償 却 引 当 預 金		
○ ○ ○ ○ 積 立 預 金		

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流 動 負 債	支 払 手 形	事業費支出等の未払額 源泉所得税、社会保険料等の預り金 (預り消費税) 返済期限が1年未満の借入金
	未 払 金	
	前 受 金	
	預 り 金	
固 定 負 債	仮 受 消 費 税	返済期限が1年以上の借入金 退職給与に係る見積債務額
	短 期 借 入 金	
	長 期 借 入 金	
	退 職 給 与 引 当 金	
	受 入 保 証 金	

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
正 味 財 産	正 味 財 産 (うち基本金) (うち当期正味財産増加額 (減少額))	資産の合計額が負債の合計額を超える額